答 申 保 第 6 8 号 令和 4 年 3 月 25 日 (諮問保第87号)

答申

1 審査会の結論

鹿児島県立病院事業管理者(以下「実施機関」という。)が不存在を理由に不開示とした対象保有個人情報のうち、県立〇〇病院診療情報の提供に関する実施要領(以下「県立〇〇病院実施要領」という。)に基づき一部提供を行った対象保有個人情報について、改めて開示又は不開示の判断をすべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、令和2年11月25日付けで、「① 鹿児島県立病院局内「○○」に関する文章、② ○○病院保護or強制入院解除申請議事録、③ 鹿児島県社会福祉協議会」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年12月7日付け県病第120号で、保有個人情報不開示 決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後,本件処分を不服として,行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき,令和3年1月14日付けで審査請求がなされたものである。

なお、審査請求人は、令和〇年〇月〇日付けで、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日厚生労働省策定。以下「厚労省指針」という。)及び県立〇〇病院実施要領に基づく診療情報の提供の申し出を行い、これに対し実施機関は、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で、対象保有個人情報を一部提供した。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取消請求を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び補正書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 『当該文書を保有していない』との『非開示』,審査請求人に対する保有個人情報 不開示処分を取消請求を求める。

イ 開示請求した保有個人情報を実施機関が保有していると考えるため、保有個人情報 文書『非開示』との決定審査を『開示』依頼する。

ウ 本件処分は、行政不服審査法第2条、刑法第2編第20章は、「偽証の罪」、刑法17章

155条公文書偽造,行政文書開示義務第5条違反,情報公開条例違反『故意』の隠蔽に違反しており,本件処分の範囲を絞ることにより公開を求める。

- エ 鹿児島市社会福祉協議会〇〇支部及び鹿児島市社会福祉協議会を鹿児島県社会福祉協議会,日本赤十字社鹿児島支部が監査審査することにより連携解決することを求める。
- オ 本件処分『非開示』の取り消しを求めるため、情報公開請求(原文ママ)の審判請 求遅延に関して、不必要な診断、強制入院後の違法ハッキング、違法追尾、ヘルシン キ違法で身体的肉体的苦痛を伴う医療、兵器実験の中止、殺人幇助、傷害罪、名誉毀 損、人権侵害、虚偽報告に抵触事案のため『非開示』取り消しを求めて本件審査請求 を提起した。生命の危険があり危急申請したい。
- カ 殺人未遂事件誘発事例「間引き」の風習根絶, 証拠保全, 人権回復, 生活安全を取り戻し, 定住定職を目指すため。必要のない入院や風習, 後進の人権保守のため鹿児島の経済人員(質)を高めるため。
- キ 謝罪と危険禁止事項契約、診断破棄、賠償請求、改心を伺す(原文ママ)ため。
- 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報
 - ア 診療情報 (請求内容①)
 - イ 保護入院に係る診療情報(請求内容②)
 - ウ 県立○○病院から社会福祉協議会へ連絡・通達した文書(請求内容③)
 - エ 県立○○病院から県内病院へ連絡・通達した文書(請求内容④)
- (2) 不開示決定の理由
 - ア 当該文書は、実際に作成していないため、存在しない。
 - イ 「① 鹿児島県立病院局内「○○」に関する文章」については、請求内容①と特定 したが、県立○○病院実施要領に基づき開示を行うことから、不開示とした。
 - ウ 「② ○○病院保護or強制入院解除申請議事録」については、請求内容②と特定したが、県立○○病院実施要領に基づき開示を行うことから、不開示とした。

エ 「③ 鹿児島県社会福祉協議会」については、請求内容③及び④と特定した。

請求内容③については、患者が県社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援 事業を利用している場合、関係文書を作成することがあるが、審査請求人は利用対象 ではないため、公文書を作成していないことから、不開示とした。

請求内容④については、請求内容①に含まれることから、上記 3 (2) イのとおり不開示とした。

オ 開示請求書に「鹿児島県立病院局内」と記載されていたことから、県立病院課において、受付から開示決定までを行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

<u></u>	
年 月 日	審査の経過
令和3年2月16日	諮問を受けた。
3月31日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
4月28日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
11月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
12月16日	諮問の審議を行った。
令和4年3月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記 3(1)のとおりである。

実施機関は、上記 3 (2)のとおり、請求内容①、②及び④については、県立〇〇病院 実施要領に基づき開示を行うことから、不開示とし、請求内容③については、本件対 象保有個人情報を記載した公文書を作成していないため、不開示としている。

審査請求人は、上記 2 (2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 条例第24条(他の法令等による開示の実施との調整)について

条例第24条第1項は、「他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行わない。」と規定している。

また,同条同項ただし書において,「当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは,この限りではない。」と規定している。

条例第24条の趣旨は、他の法令等において、開示請求者に対する保有個人情報の開示規定(一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。)があり、その開示の方法が第22条第1項本文の開示の方法(閲覧又は写しの交付等)と同一である場合には、この条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、この条例による開示を実施しないこととするものである。

また,条例第24条における「法令等」とは,法令(法律,政令,省令その他の命令) 又は条例(条例の委任を受けた規則等を含む。)をいうものである。

なお、条例第24条については、開示の実施の調整を定めるものであり、条例第17条 (開示請求に対する措置)の趣旨に照らし、条例第24条に該当する場合でも、開示請求が取下げられない限り開示決定までは行わなければならない。

ウ 診療情報の提供及び開示について

当県の県立病院では、厚労省指針に準拠した実施要領を各病院ごとに策定し、患者からカルテ等の診療情報の提供及び開示等の申し出があった場合は、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の4第2項のインフォームドコンセントの一貫として、当該実施要領に基づき診療情報の提供を行っている。

また、当該実施要領に基づく診療情報の提供等は任意の情報提供制度であり、行政 不服審査法に基づく審査請求の対象とはならないため、患者は当該実施要領に基づき 提供等を受けた診療録の内容に不服がある場合は、各病院に苦情を申し立て、これに 対し各県立病院は診療情報管理委員会において、当該決定内容を協議することとして いる。

なお,条例第26条第1項各号に掲げる保有個人情報にも該当しないため,訂正請求 や利用停止請求についても対象外となる。

エ 本件対象保有個人情報の不存在を理由とする不開示の妥当性について

(ア) 請求内容①, ②及び④

請求内容①,②及び④について,実施機関は,本件処分の決定時点で,対象保有個人情報を保有している部署(県立○○病院)を把握しており,不開示決定通知書の備考欄に「診療情報については,県立○○病院へ診療情報開示請求の手続きを行ってください。」と記載し、厚労省指針及び県立○○病院実施要領に基づく診療情報の提供を行っている。

しかしながら、条例第24条については、他の「法令又は条例」による開示に限って、開示の実施との調整を図るものであることから、厚労省指針及び県立〇〇病院実施要領に基づく診療情報の提供等は同条の対象とはならず、請求内容①、②及び④については、開示請求が取り下げとならない限り、条例に基づく開示又は不開示決定を行う必要がある。

また、審査請求人が行った厚労省指針及び県立〇〇病院実施要領に基づく診療情報の提供の申し出に対し、実施機関が診療情報の一部提供を行っていることからも、請求内容①、②及び④の対象保有個人情報が記載された文書が、実施機関

(県立○○病院)において、現に作成し、保有していることは明らかである。

したがって、実施機関が不存在を理由に不開示とした本件処分は、理由の提示 を誤ったものであり、鹿児島県行政手続条例第8条第1項に照らして、違法なも のである。

(イ) 請求内容③

請求内容③について、審査請求人が県社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業の利用対象者ではないため、審査請求人の保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は見受けられず、これを覆すに足りる特段の事情や本件対象保有個人情報の記載された公文書が作成又は取得されたことを推認させる事情も認められない。

したがって、請求内容③については、不存在を理由に不開示とした実施機関の 判断は妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するもので はない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。